

小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン（案）へのご意見等を踏まえた対応について

- ① ガイドラインとして策定すること、また様式等について、ガイドラインの別紙という形で策定することについて。
- 医療的ケアの実施については、学校における場合に限らないことから、庁内関係各課と情報共有、連携、相談しながら検討いたしました。本年7月には、保育課において医療的ケア児の保育所受入れガイドラインが策定されており、学校においても保育所と同様の形でガイドラインとして策定いたします。これにより、別紙「医療的ケア実施上の手続」に記載のあった継続の手続について、ガイドライン本文に記載しております。
- ② 3 対象者の3つ目の・は、この箇所に記載する必要があるか。
- 保育園、幼稚園等から就学する対象者を把握するために記載しております。
- ③ 4 実施の手続「就学相談等フロー」において、保護者等が就学する予定の学校の見学を、7教育委員会の提案の前に行く必要性を伺いたい。
- 就学相談においては、希望就学先が複数ある場合は、両方の学校、学級を見学することが一般的であるため、このようなフローといたしました。
- ④ 6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担（2）学校 ア管理職8つ目の・学校医への情報提供の必要性は。
- 当該学校に医療的ケア児が在籍することとなった場合、学校医にその情報をお伝えすることが適切であると考えました。また、小平市医師会にも説明しております。
- ⑤ 6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担の中での、「ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積」の「蓄積」という言葉は、この場合適切か。例えば、「収集」などが良いのでは。
- 「蓄積」については、平成31年3月20日付通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（文部科学省）の標記に基づいておりますので適切であると考えております。
- ⑥ 学校での医療的ケアが安全に実施されるためには、「依頼する側の責任」を果たすことも重要です。「医療的ケア実施同意書」16項目についての同意確認は書面の提出のみでしょうか。面談等で就学相談員と項目内容についての説明、同意確認は難しいのでしょうか。また、「医療的ケア実施同意書」の宛先は小平市長宛ではないのですか。
- 書面の提出のみでなく、書面の内容については、保護者に対してご説明し、理解を得られるよう努めます。宛先については、他の様式についても小平市長宛ではなく、学校設置者である小平市教育委員会宛となっています。

- ⑦ 災害時対応マニュアル（参考様式2）について、東京都保健医療局で公表している災害時個別支援計画のように、もう少し具体的な項目を立てた方がより現実的な災害時の個別支援につながるのではないかと考えます。
- 学校医療的ケア委員会にて協議する際には、当該児童の状況に応じて個別に検討する必要があることから、東京都保健医療局で公表している災害時個別支援計画についても一つのあり方として情報提供してまいります。
- ⑧ 緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）において、「応援を呼ぶ(4人以上)」の記載が重複している。
- ひとつを削除しました。
- ⑨ 緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）において、救急処置に養護教諭が入っているが、養護教諭は医療的ケアを実施できないという認識でよいか。
- 養護教諭は教員であり、緊急時でも実施できないため、緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）を修正しました。
- ⑩ 緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）において、AEDの使用は、看護師や養護教諭だけでなく、だれでも使用できるのではないかと考えます。
- AEDの使用は、教職員も研修を受けているので、誰でもAEDを持ってきて使用することを前提に、「AEDを使用」との文言で緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）を修正しました。
- ⑪ 緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）において、AEDを持ってくるのは、応援Aの119番通報の次に記載が望ましいと考えます。使用がなければ戻せばよいと考えます。
- AEDを持ってきて使用することを前提に、「AEDを使用」を119番通報の次に入れることで訂正しました。
- ⑫ 緊急時対応フローチャート（例）（参考様式3）において、救急搬送が生じた場合、受け入れ医療機関については、その時の状況を把握している救急隊員の判断による場合もあることも加筆してはどうか。
- 救急搬送先の前に「希望」を加えるとともに、「※上記救急搬送先に搬送されない場合があります。」を追記しました。
- ⑬ 医療的ケア児が学校で共に学ぶ環境づくりとして、同じ学校に通うお子さんたち、保護者の皆さんにも医療的ケアについて理解していただくことは大切かと思っています。一緒に学校生活を送る上での安全面や、意識の違いはありますが、感染症に対する理解も必要かと思えます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、痰の吸引に関しては、エアロゾル感染など共に安心して学ぶための安全管理も重要ではないかと思えます。医療的ケア児が共に学ぶ教育

環境から隔離されてしまうことのない意義ある医療的ケアの実施を願っています。

→医療的ケアに関する意識や理解については、医療的ケア児に直接かかわる教員や児童・生徒だけでなく、教員全員、同じ学校に通う児童やその保護者の理解も不可欠であると考えていることから、教員に対する研修や児童・生徒に対する理解教育等、機会を捉え、啓発に努めてまいります。なお、感染症等の状況によっては、重症化リスクへの配慮も必要になると考えます。主治医、学校医等から適切な指導・助言をいただき、意義のある医療的ケアを実施してまいります。

- ⑭ 医療的ケアのお子さんが居ることの情報をどこまで公表すべきか、個人情報保護の観点を中心に配慮した上で考えてほしい。

→個人情報保護については、本事業の趣旨を鑑み、適切に対応してまいります。

- ⑮ 文言についてのわかりやすさ等についての御指摘があった。

→文言の修正、追加等を行いました。